

薬生食輸発0426第2号
令和4年4月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産きだちとうがらしのプロピコナゾール、台湾産バナナのデルタメトリン及び
トラロメトリン、中国産ほうれんそうのピラクロストロピン及びフィリピン産おくら
のプロフェノホス)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年
4月21日付け薬生食輸発0421第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、タイ産きだちとうがらしのモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基
づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、タイ産きだちとう
がらしのプロピコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるととも
に、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都
度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸
出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記に追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、台湾産バナナのデルタメトリン及びトラロメ
トリン及び中国産ほうれんそうのピラクロストロピンについてモニタリング通知の別
表第3から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、フィリピン産おくらのプロフェノホ
スについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関
係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和4年 4月26日	タイ	きだちとうがらし及びその 加工品(簡易な加工に限 る。)	残留農薬(プロピ コナゾール)	C. K. FROZEN FISH & FOOD CO., LTD.